

Q&A

家事調停と新しい人事訴訟～離婚をめぐる争いを解決するために

Q 離婚が増えてきているそうね。そして、少子化が進んでいる影響もあるのか、離婚した後の子どもの親権者をどちらにするかということが決まらなくて、離婚をめぐる話合いがうまくいかないケースも多くなって聞いたわ。そんなときには、どうすればいいのかしら？

A そういうときには、まずは、家庭裁判所に離婚の「家事調停」を申し立てて、話合いによる解決を目指すことができるよ。家庭裁判所の家事調停は、裁判官と家事調停委員からなる調停委員会が、当事者それぞれから話を聞き、話合いを仲立ちして、双方が納得できる取決めを作ることによって、争いごとを解決しようとする手続なんだ。離婚すること自体はお互いに納得していて、子どもの親権者だけが決まらないような場合にも利用できるんだよ。比較的簡単に申し立てることができ、調停室という非公開の場で、和やかな雰囲気では話合いができる、利用しやすい手続なんだよ。



調停委員が仲立ちして合意による円満な解決を目指す手続です。

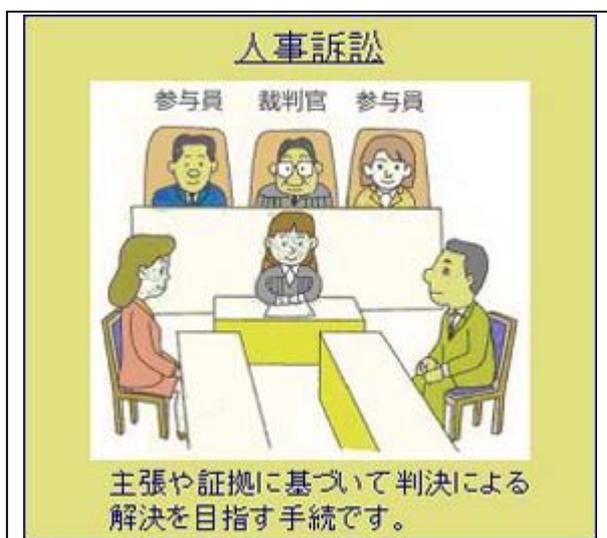
Q 離婚をめぐる話合いは、夫婦だけではつい感情的になってしまいそうだけど、第三者を交えた家事調停の場を利用すれば、争いごとの解決を目指して、冷静に話し合うことができそうね。

でも、家事調停をしても話合いがつかないときには、どうすればいいのかしら？

A そういうときには、訴訟で解決を目指すことができるんだ。

Q 訴訟って、どういう手続なの？

A 訴訟は、調停とは違って、普通、公開の法廷で行われるんだよ。そして、夫婦それぞれが言い分や証拠を出し合った上で、裁判官が法律にもとづいて判決を示すこと
によって、争いを解決しようとするものなんだ。



Q でも、訴訟の手続は地方裁判所で扱われるって聞いたことがあるわ。せっかく家庭裁判所で家事調停をしたのに、話し合いがまとまらない場合には地方裁判所に訴訟を起こすなんて、ちょっと不便じゃないかしら？

A これまでは、確かにそのとおりだったけど、最近になって制度が変わって、そういう不便は解消されることになったんだよ。

夫婦の離婚のほか、子どもの認知など、夫婦や親子の関係をめぐる訴訟を「人事訴訟」っていうんだけど、平成16年4月1日から、新たに「人事訴訟法」が施行されて、人事訴訟を受け付ける裁判所が、地方裁判所から家庭裁判所になったんだ。つまり、家庭に関する争いごとは、家事調停から人事訴訟まで、家庭裁判所が一手に取り扱うことになったんだよ。

Q その方が、利用者にとっては分かりやすいし、便利そうね。

人事訴訟を家庭裁判所が取り扱うことになって、大きく変わったことはあるの？

A 子どもの親権者をめぐって争っているような場合に、心理学や社会学などの専門的な知識を持っている家庭裁判所調査官の調査を訴訟でも活用できることになった

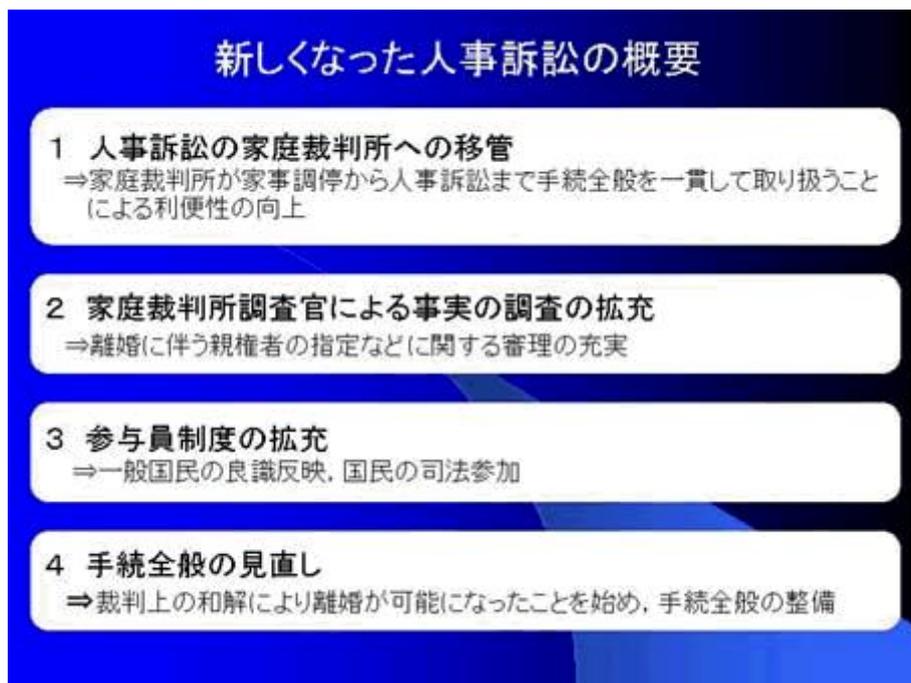
んだ。家庭裁判所調査官が人事訴訟にかかわることで、子どもの気持ちや生活状況にもさらに配慮されるなど、一層充実した審理が行われることになるはずだよ。

Q なるほど。新たな人事訴訟法で、ほかにはどんなことが定められたの？

A すぐれた見識や豊かな社会経験を持つ一般国民の中から選ばれた参与員が、人事訴訟に立ち会って、裁判官に意見を述べたりすることができるようになったんだよ。人事訴訟の解決に一般国民の良識を反映させて、より妥当なものにしようというものなんだ。

Q 「国民の司法参加」ということも言われているわよね。これもその一つなのかしら？

A そのとおり。ほかにも、訴訟中に和解によって離婚ができるようになるなど、いろいろな手続の整備もされたんだ。



Q 人事訴訟が今まで以上に利用しやすく、充実したものになったことは、離婚などの争いごとを解決したいと思っている人にとって心強いことね。

ところで、家事調停や人事訴訟の手続について分からないことがあったら、どこで聞いたらいいの？

A 家庭裁判所で説明してもらうこともできるから、分からないことがあるときは、近くの家庭裁判所に気軽に問い合わせたらいいと思うよ。